

令和7年度京都府予算に対する

要望書

令和6年12月3日

京都府市長会

京都府におかれましては、平素から、各市の市政の推進に御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国においては、企業活動が好調さを維持する一方で個人消費は力強さを欠いているという経済状況の中、多方面での人手不足、物価の高騰、賃上げの動きなどが相まって先行きの見通しが難しい状況にあります。

このような状況の下、京都府市長会といたしましては、「令和7年度京都府予算に対する要望」として、48項目の要望を取りまとめました。

京都府と連携した誰もが未来に夢や希望を持てるあたたかい京都づくりに向けて、DX化、保健医療制度の充実、子育て環境日本一の推進、都市基盤整備、共生社会の実現など、対処が急がれる項目を盛り込んでいます。

これら各要望項目の実現に向け、令和7年度予算編成に当たりまして、格別の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

令和6年12月3日

京都府知事 西脇隆俊様

京都府市長会

会長 奥田敏晴

令和7年度京都府予算に対する要望

第1 都市行財政制度の改善について

- 1 マイナンバー制度運用と自治体DX推進への支援・・・・・・・・・・P5
- 2 過疎対策事業債の拡充をはじめとする地方債制度の充実・・・・・・・・P6
- 3 市町村と連携したふるさと納税の適切な推進・・・・・・・・・・P6
- 4 移住・定住促進施策の充実・・・・・・・・・・P6
- 5 地籍調査事業への支援・・・・・・・・・・P7

第2 保健医療・社会保険制度の改革等の推進について

- 6 国民健康保険事業の財政運営に対する支援・・・・・・・・・・P7
- 7 介護保険制度への支援・・・・・・・・・・P8
- 8 感染症対策への支援・・・・・・・・・・P8
- 9 京都府北部地域における医師確保対策の推進・・・・・・・・・・P9
- 10 検診・健康づくり等への支援・・・・・・・・・・P9
- 11 保健師体制の充実・・・・・・・・・・P9

第3 社会福祉・公的扶助制度等について

- 12 保育所及び放課後児童健全育成事業の充実・・・・・・・・・・P10
- 13 ヤングケアラーの支援体制の構築・・・・・・・・・・P11
- 14 子育てにやさしいまちづくりの推進・・・・・・・・・・P11
- 15 児童相談所虐待対応職員の人員確保と人材育成・・・・・・・・・・P12
- 16 教職員の増員、配置及び放課後子ども教室推進事業補助金の確保・・・・・・・・P13

17	学校施設環境改善交付金の充実	P15
18	I C Tを活用した教育環境の充実	P15
19	部活動の地域移行に向けた取組の推進	P16
20	新 学校給食費の無償化、食材高騰に対する財政措置	P16
21	高齢者福祉施策の充実	P17
22	成年後見制度利用支援事業の取り扱いの統一	P17
23	障害児者福祉施策の充実	P18

第4 都市基盤の整備促進等について

24	重要幹線道路等の整備促進と道路施設の老朽化対策への支援拡充	P19
25	河川の溢水・氾濫防止対策の促進	P19
26	鉄道路線の整備促進等	P20
27	北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進	P21
28	バス路線の維持等に関する支援	P21
29	都市基盤の整備促進と機能強化	P22
30	水道事業への支援	P22
31	下水道事業等への支援	P23

第5 防災・災害対策の充実と市民の安全確保について

32	自然災害への対策と復旧・復興への支援	P23
33	原子力防災対策	P25

第6 生活環境の整備促進、地域経済の振興等について

- 34 消費者行政に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P26
- 35 外国人居住者との共生社会の構築・・・・・・・・・・ P26
- 36 京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合への支援・・・・・・・・ P27
- 37 脱炭素・循環型社会の実現に向けた取組の推進・・・・・・・・ P27
- 38 海岸漂着物対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P27
- 39 原油価格・物価高騰に係る支援と新たな社会経済システムの構築・・・・ P28
- 40 持続可能な農業づくりのための支援・・・・・・・・・・ P29
- 41 有害鳥獣対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P30
- 42 森林・林業事業の環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P30
- 43 漁業の拠点整備と支援策の拡充等・・・・・・・・・・ P31
- 44 埋蔵文化財調査の対応と埋蔵文化財専門職員の育成・・・・・・・・ P31
- 45 文化芸術振興施策に対する支援・・・・・・・・・・ P31
- 46 大阪・関西万博を契機とした地域振興に対する支援等・・・・・・・・ P32
- 47 新 ワールドマスターズゲームズ 2027 関西への支援等・・・・・・・・ P32
- 48 新 公認陸上競技場整備への支援等・・・・・・・・・・ P32

第1 都市行財政制度の改善について

1 マイナンバー制度運用と自治体DX推進への支援

(1) マイナンバー制度の活用に向けて、マイナポータル登録支援、マイナンバーカード交付、市町村におけるシステム整備等に係る財政措置の充実について、府から国に強く働きかけること。

また、国の動向を踏まえた市町村向けの具体的な情報提供及び相談・助言、情報共有促進等の支援を行うこと。

(2) 自治体DX推進計画に例示された項目が確実に実現できるよう、積極的な助言・情報提供や財政支援を行うこと。

また、京都デジタル人材シェアリング事業について継続して実施すること。

(3) 各自治体において、地域の情報発信や住民サービスのための地域情報アプリの開発が進められる中、デジタル化の推進に必要な不可欠である共同利用が可能な広域データ連携基盤の導入について、早急に検討し、展開すること。

(4) 標準化準拠システムへの移行に伴い運用経費の大幅な増加が見込まれている。移行に係る全ての経費はもちろん、ネットワークに関する費用負担や標準化準拠システムと連携を行う独自業務に係るシステムの連携プログラム修正、また移行後のガバメントクラウド利用料等の運用経費など、自治体の情報システム標準化・共通化に関する移行及び運営経費に関し、国の財政措置の拡充を府からも強く働きかけること。また、運用費用軽減を府においてベンダーとともに検討すること。

加えて、国に対して、自治体の実情に応じた移行完了期限の再設定と、再設定した場合の財政支援について要望すること。

(5) デジタルデバイドの解消に向け、京都府主導によるスマホ教室の開催等、特に高齢者等への具体的な支援を行うこと。

(6) 今後国が進めつつある資格審査申請様式の統一化や電子化に向けた動きに合わ

せ、現在標準準拠システムの動き等に対応している京都府自治体情報化推進協議会等の場において、工事や物品の入札事務に関する統一化に向けた話し合いの場を設けること。

2 過疎対策事業債の拡充をはじめとする地方債制度の充実

物価高騰の影響を緩和・解消するため、また、合併特例債の期限以降、合併自治体が過疎対策事業債の活用へシフトしていくことが考えられるとともに、過疎地域においては、緊急性を伴い、多額の費用を要する事業や市民生活に不可欠な施設の整備・維持管理を支える過疎対策事業債の役割は極めて大きいことから、これらのことへの配慮を含めて、過疎対策事業債の大幅な増額や適用対象拡大も含めた有利な地方債の拡充等について、国へ働きかけること。

3 市町村と連携したふるさと納税の適切な推進

(1) 京都版市町村連携型ふるさと納税の推進にあたっては、参加市町村単体の取組みとの間で寄附の競合となることなく相互に発展し、全体的に底上げされることとなるよう、ホームページの構成などを含むあらゆる分野で相互に協調できるように取り組むこと。

(2) 市町村と協調した「クラウドファンディング型ふるさと納税」の制度構築を検討すること。

(3) 寄せられた寄附金の配分について、一律的な配分とすることのないよう検討すること。

4 移住・定住促進施策の充実

(1) 補助金交付等移住・定住関連事業における当該年度の予算不足の懸念が生じないよう、府において必要な予算総額を確保すること。

(2) 空家利活用の推進に向けて、空家所有者向けのセミナーの実施や、居住地近くでの相談対応など、活用空家の流通促進等京都府における広域での取組をより一

層強力に推進すること。

(3) 持続可能な地域づくりへの支援として、旧村や旧小学校区など集落を超えた広域における地域運営組織の形成、小規模多機能自治の推進に向け府独自の施策・事業や財政支援を強化すること。

(4) 移住促進特別区域には地形的に土砂災害特別警戒区域が多く、移住促進の大きな障壁となっているため、移住促進特別区域においては、市町村による警戒避難体制の整備と併せて、土砂災害特別警戒区域の解除に向けた優先的な防災対策を推進すること。

5 地籍調査事業への支援

地籍調査事業を確実に推進するため、事業実施に必要な予算確保を国に対して要望すること。

第2 保健医療・社会保険制度の改革等の推進について

6 国民健康保険事業の財政運営に対する支援

(1) 府医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険事業にかかる国庫負担金減額措置に対する補助制度の構築を図ること。

(2) 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定にあたっては、京都府の国民健康保険事業特別会計や京都府財政安定化基金等の状況について市町村と情報を共有し、事前に十分に協議を行うこと。

(3) 京都府財政安定化基金にかかる取崩し分の償還については、後年度における各市町村の国民健康保険事業費納付金に単純に転嫁するのではなく、各市町村の負担が最小限となるよう必要な調整を図ること。また、当該基金は、保険料収納不足等に伴う市町村への貸付の機能を有しており、その機能を十分に果たすことができるよう、京都府において基金財源の確保等に努めること。

(4) 保険料水準の統一については、京都府国民健康保険運営方針の記載内容を踏まえ、市町村の意見を十分聴取しながら進めること。

- (5) 生活保護受給者の国保等への加入に向けた見直しについては、社会保障制度の根幹を揺るがし、国保等の制度の破綻を招くものであることから、断固行わないよう国に強く働きかけられたい。

7 介護保険制度への支援

- (1) 介護保険について、持続可能な制度となるよう、保険料の上昇抑制に向けて抜本的な対策を講じるよう国に対して働きかけること。
- (2) 要介護認定者やサービス受給ニーズの増大に伴い、介護保険財政の更なるひっ迫が予測されることから、府負担割合の独自引き上げを行うこと。特に低所得者に対する保険料の負担軽減に対し、京都府の上乗せ補助を行うこと。
- (3) 増え続ける要介護認定者に対して適切かつ安心してサービスを提供していくため、施設など介護基盤の整備について、十分な支援を継続すること。
また、介護予防サービスや地域密着型サービスの基盤整備について、十分な財源支援を行うこと。
- (4) 市町村における保険者機能強化の取組に実効的な支援を行うこと。

8 感染症対策への支援

- (1) 新たな感染症の感染拡大時等に対応可能な医療提供体制や検査体制を確保するとともに、保健所体制の強化や必要機材及び設備等の確保など、府内の市町村をまたぐ広域的な役割をふまえた対応について、引き続き取組を進めること。
- (2) 感染症の流行・拡大に備え、公衆衛生医師など感染症に対応できる医師・看護師など専門人材の確保・育成の推進などにより医療機関や保健所等の体制充実を図ること。とりわけ、慢性的な医師不足に悩まされている過疎地・へき地の医療機関に対して、感染症対応のための医師及び交替医師を確保すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、深刻な経営悪化が医療機関で発生していることから、これに対する減収補填など財政支援策を引き続き講じるとともに、新たな感染症の感染拡大時等に京都府からの要請により病床の確保等に対応

した場合には、医療機関に対し十分な財政措置を講じること。

- (4) 令和7年度以降の新型コロナワクチン接種について、財政措置を講じるよう、国へ強く働きかけること。

9 京都府北部地域における医師確保対策の推進

- (1) 京都府北部地域における深刻な医師不足を踏まえ、より実効性のある医師確保及び地域医療充実のための諸施策を講じること。
- (2) 地域での医療提供体制の確保について、地域の実情にあわせ各自治体で病院、診療所を設置してきているが、医師、看護師、薬剤師等の医療従事者の不足が続く中、そのような人材の確保のため、奨学金制度を設けるなど地域の医療提供体制を維持するために努力する自治体への支援策を講じること。
- (3) 山城北医療圏における病院群輪番制病院運営事業補助金の見直しに当たって、京都府並びに京都府山城北保健所が社団法人京都私立病院協会と引続き積極的な調整を行うこと。

10 検診・健康づくり等への支援

- (1) 府において、各市が地域実態に応じて実施する受診率向上対策への財政的支援や受診しやすい検診体制の整備を行うこと。
- (2) がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針において、胃がん検診の検査方法に胃内視鏡検査が追加され、現在、府において、胃がん内視鏡検診管外受診制度の整備が図られているが、検査体制の確保と共に、財政的支援についても、積極的に検討し、国に対しても強く働きかけること。
- (3) 京都府がん患者アピアランスケア支援事業の対象を拡大すること。

11 保健師体制の充実

住民への保健サービスの質を担保するため、市町村保健師の人員確保・増員のための財政措置を図るとともに、新任期から管理期までの一貫した保健師の現任教育体制の整備・充実を図ること

第3 社会福祉・公的扶助制度等について

12 保育所及び放課後児童健全育成事業の充実

- (1) 保育所施設整備に係る京都府独自の助成制度を創設すること。
- (2) 公立就学前施設の耐震化、老朽改修及び認定こども園再編整備に係る施設整備は補助対象外であるため、補助対象となるよう国への働きかけを行うとともに、府独自の補助制度の創設を行うこと。
- (3) 「子ども・子育て支援交付金」及び「子ども・子育て支援整備交付金」の充実を国に対して強く働きかけること。
- (4) 見直し後の保育士配置基準に見合った保育士の確保について十分な支援策を講じ、保育体制の充実を図ること。
- (5) 民間保育所の安定した経営及び保育士等の処遇改善のため、京都府においても保育士給与の公民格差を是正する人件費補助事業の創設等を図ること。
- (6) 放課後児童健全育成事業について、障害児加算要件を充実するとともに学校長期休業中のみの利用希望者に対応するクラブ開設経費への財政支援を行うこと。また、過疎等の地域特性や少子高齢化に伴う児童数の減少を踏まえて、国において、小規模児童数のクラブの助成制度が創設されたが、国の補助要件とならない地域について京都府独自の財政措置を行うこと。
- (7) 子ども・子育て支援新制度について、円滑な実施が図れるよう、今後も十分な財政支援を国に対して要望するとともに、必要に応じて京都府独自の財政措置を行うこと。また、各市に対して適宜の情報提供等を行うこと。
- (8) 京都府第3子以降保育料無償化事業費補助金の実施に伴う京都府の補助金について、現在の補助率（国基準 1/2）を堅持するとともに、所得制限を撤廃すること。
併せて副食費助成事業に係る補助基準額を、国の公定価格に準じた額へと改定するとともに、補助率を現在の 1/4 から保険料と同じ 1/2 に引き上げること。加えて、市町村の独自事業についても補助対象とすること。
- (9) 児童館及び教育集会所等の教育施設の老朽化対策として、長寿命化に係る改修

に対する新たな補助制度を創設すること。

(10) 第3子以降だけでなく、第2子についても保育料の保護者負担の軽減・無償化の実施について財政的支援を行うこと。

(11) こども園等に医療的ケアを要する児童を受け入れるにあたり、配置する看護師のあっせん等の支援のほか、児童を受け入れるための看護師等配置への財政的支援を行うこと。

13 ヤングケアラーの支援体制の構築

(1) ヤングケアラーの支援体制において、関係機関等につなぐ「ヤングケアラー・コーディネーター」の配置に係る継続的な補助金等の財措措置を行うこと。

(2) ヤングケアラーについては、支援に向けた取り組みを検討・実施していくうえで、実態を把握する必要があるため、市町村が対象として調査を行うのが難しい高校生以上の年齢の者に対し、府が実態調査を実施すること。また、ヤングケアラーを含む全てのケアラーの支援に関し、京都府と市町村との連携、情報共有を図り、支援策を講じること。

14 子育てにやさしいまちづくりの推進

(1) 子育てにやさしいまちづくりの推進について、子育てに関わる地域団体の活性化や企業等の理解・協力に向けた広域的な視点による風土づくりをはじめ、府市連携した取組の推進とともに、地域特性に応じた効果的な施策を市の裁量により展開できるよう、京都府子育てにやさしいまちづくりモデル事業交付金等と同様の継続的な支援を行うこと。

(2) 地域における産科・小児科医師の確保及び偏在を解消し、地域の実情に応じた適切な産科・小児科医療体制の構築及び救急医療体制を充実・強化すること。

(3) 多胎妊娠においては、早産を予防することが大切であり、母体や胎児のリスクを回避するためにも、妊娠中の定期健診は極めて重要であることから、経済的負担なく妊婦健診を受け、安心して妊娠期を過ごし、出産・育児に臨めるよう府の多胎妊婦健康診査支援事業補助金の再開を図ること。

- (4) 幼児教育アドバイザー制度の拡充について、自治体や施設の元職員をアドバイザーとして登録し、希望する施設とマッチングする仕組みを構築すること。
派遣回数については最低年間3回の保障をした上で回数制限をせず、可能な範囲内で対応すること。
- (5) 地域の安心・安全を地域で守るため、住民が取り組んでいる防犯活動に対して、「子ども・地域の安心・安全活動支援事業」による支援の継続及び充実を図ること。
- (6) 児童生徒の登下校にあたっては、多くの国府道を通学路として指定している。昨今の事故等も踏まえ、歩道の整備と道路拡幅等の安全対策を確実に実施すること。
- (7) 通学路の安全確保に対する事業について助成を行うこと。併せて、交通安全教育と啓発強化のため、交通安全普及事業やそれに係る教材・啓発物品・情報の支援を行うこと。
- (8) 公共交通の整備・活用が困難な地域等においては、スクールバスによる登下校を行っているが、バス運行に多額の経費を要している。公共交通等のインフラ整備とともに、スクールバス運行に係る財政支援を講じること。また、送迎用バスの置き去り防止安全対策に係る支援について、継続的に行うこと。
- (9) 産後ケア事業の利用者が広域にわたる医療機関のサービスを円滑に利用できるよう、サービスの内容及び単価の統一化等広域的な調整も含めた提供体制の整備及び調整を行うこと。
- (10) 府子育て支援医療費助成の対象を現状の小学生から高校生まで拡大すること。
- (11) 子育ての安心感につながるよう、小児救急医療相談における医療機関情報について、最新情報が掲載される仕組みづくりを行うなど、相談体制を充実させること。

15 児童相談所虐待対応職員の人員確保と人材育成

児童虐待の通告件数が増加する中、児童虐待に対する早期支援等のため、京都府の児童相談所虐待対応職員の人員確保をさらに進めるとともに、京都府及び市町村

職員等の虐待対応力をさらに高めるよう人材育成に努めること、及び人材確保に係る財政措置を講じること。

16 教職員の増員、配置及び放課後子ども教室推進事業補助金の確保

- (1) 学校現場における深刻な教職員不足の状況については、令和3年度に文部科学省が初めて実施した調査により全国的な課題であること明らかとなり、令和6年度も教職員が不足している状況にある。教職員不足の危機的状況を一刻も早く回避し、日本国憲法で謳われている「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」を子どもたちに保障するため、教職員確保につながる、あらゆる対応を緊急的かつ総合的に措置すること。
- (2) 学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、長時間勤務の是正を含めた教職員の働き方改革を引き続き進める必要があることから、教職員定数の増員を図り、教職員の負担を軽減すること。
- (3) これまでからの京都式少人数教育による教職員配置のように、国配置基準以上の教職員配置が可能となるよう、加配教員等の増員を図ること。
- (4) 連携推進加配の活用方法については、市で弾力的に活用できるようにすること。
- (5) 2年生までの通年配置等、小学校低学年指導充実及び特別支援教育充実などに係る非常勤講師の増員等を図ること。
- (6) 養護教諭や事務職員の増員、修学旅行等への看護師派遣、小学校教員の専科教員の教科拡充と充実配置を図ること。
- (7) 通級指導や日本語指導、初任者研修指導、指導方法工夫改善加配の一部については、平成29年度から基礎定数化され、計画的な配置が可能となる一方、少子化の影響も受けやすくなる。教育環境の向上に向け、教職員の配置について一層の措置を講じること。

また、少子化により複式学級となる学校が増加することが見込まれるが、担当

教員の負担軽減を図るため、加配教員の配置を行うこと

- (8) スクールカウンセラーへの相談ニーズが高まっており、中学校区への複数配置等需要に対応できるよう人員配置、配置時間を拡充すること。
- (9) 特別支援学級について、障がい特性や異学年にわたる指導の複雑化、年度途中での特別支援学級への転級等への対応に支障をきたさないよう、在籍児童・生徒8人とされる編成基準の改善を図ること。
- (10) 学校統廃合の教職員定数の激変緩和措置について、弾力的な運用ができるよう国に対し働きかけること。
- (11) 小中一貫校・小中連携教育校への移行に際し、各市の特色ある教育を実施するため、教員等の配置については当該市の意見を十分に聴取した上で行うこと。
- (12) 様々な障害を抱えた児童生徒が在籍する特別支援学級に、個に応じた支援を可能とするため、加配教員の配置を行うこと。また担当教員の知識の習得や資格の取得が欠かせないことから、京都府総合教育センターで研修を受けられる機会を増やすとともに、知識の習得や資格の取得に必要な費用について、個人負担とならないよう適切に措置すること。
- (13) 校種間の円滑な接続のため教員の増員配置を行うこと。
- (14) 食育の推進や食物アレルギー対応のため、全学校に栄養教諭の増員を図ること。
- (15) 医療的なケアが必要な児童生徒の対応についての体制整備を行うこと。
- (16) 不登校児童生徒が増加傾向にあってその課題も複雑多様化しているため、専門的に助言・支援・指導するため、指導員や臨床心理士、社会福祉士等の配置拡充を図ること。
- (17) 不登校児童生徒対策の一環として、児童生徒の状況に応じた校内フリースクール等の設置促進や人材配置に係る費用の助成を行うこと。
- (18) 学校司書の配置を図ること。

- (19) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の改正趣旨の実現に向け、教職員の増員を図ること。
- (20) 慢性的な教員不足、講師不足、特に年度途中の代替講師が確保できない状況を解消すること。
- (21) 教職員のメンタルヘルスケアに対する財政支援として、教職員が心身共に健康に教育活動を行うため、ストレスチェック実施に係る費用及び各校への産業医配置に係る費用について、助成を行うこと。
- (22) 教職員の働き方改革への対応のため、学習指導員や教員業務支援員の配置拡充を図ること。
- (23) 放課後子ども教室推進事業補助金額の確保を国に働きかけるとともに、京都府においても引き続き補助金を確保すること。
- (24) 放課後子ども総合プランの推進にあたって、弾力的な運用ができるよう国に対し働きかけること。
- (25) 現状では教職員の自己負担となっている修学旅行等引率にかかる施設入場料等の費用について、京都府において負担すること。

17 学校施設環境改善交付金の充実

国庫補助金である学校施設環境改善交付金の補助率を上げるよう、国に要望すること。併せて、府単独の補助メニューも検討すること。

18 ICTを活用した教育環境の充実

- (1) G I G Aスクール構想の実現による高速ネットワーク及びタブレット端末等のICT機器の維持管理にあたる支援を実施すること。あわせてICT支援員による学校支援を継続し必要な財政支援等を図ること。
- (2) 端末整備後の機器の保守及び端末更新時の費用やオンライン学習のための通信

費等について補助対象とすること。

- (3) クラウド及びタブレット端末の積極的な活用は、G I G Aスクール構想による I C Tを活用した教育活動を強く進めるものとなる中で、今後はタブレット持ち帰りによる日々の家庭学習等への活用も重要となっている。I C Tを活用した家庭での学習機会等が失われることのないよう通信環境が整備できない家庭への根本的な課題解決に繋がる施策を講じること。

19 部活動の地域移行に向けた取組の推進

- (1) 人口規模や競技人口等によって地域事情が異なるため、府において市町村をはじめ関係団体等からしっかりと意見を吸い上げて国等と協議を進めること。
- (2) 競技力・技術力の向上、子どもたちの居場所づくり、生活指導の側面などの多様な目的に適合できる指導者等を確保すること。
- (3) 通学区域を越えた移動が想定されるため、地域公共交通機関との共存に配慮しつつ、安全で適切な移動手段を確保すること。
- (4) 子どもたちと部活とのマッチング等の事務、関係者や保護者等との連絡調整、地域での人材不足の穴埋めなどによって、結果的に更なる教員の負担増とならないよう十分配慮すること。
- (5) 過大な保護者負担が発生することがないように、財政負担のスキームを明確にするとともに、経済的に困窮する家庭に対して必要な措置を講じるよう国に働きかけること。
- (6) 地域スポーツクラブから中学校体育連盟主催の大会に出場する際、地区大会から出場できないことが、市町村の部活動の地域移行を進める際の大きなハードルになっているため、必要な措置を講じること。

20 新 学校給食費の無償化、食材高騰に対する財政措置

- (1) 学校給食費の無償化は、子育て世帯への経済的支援効果が高く、少子化対策推進に効率的に寄与する取組である。自治体の財政力に関わらず学校給食費無償化が恒久的な制度として早期に実現できるよう、国に対して働きかけるとともに、

府において財政措置を行うこと。

- (2) 学校給食用の食材の高騰が続く中、保護者負担を増やすことなく、これまでどおりの給食の水準を維持していくために、今後とも、学校給食用の食材費高騰に対する財政措置を継続するよう国に対して働きかけるとともに、府において財政措置を行うこと。

21 高齢者福祉施策の充実

- (1) 介護人材の慢性的不足に対応するため、介護職員・介護支援専門員等の賃金及び処遇の改善に向けた京都府独自の対策を行うこと。
- (2) 介護職員・介護支援専門員等の深刻な人材不足の状況も踏まえ、人材の確保・育成の一層の取組を図ること。
- (3) 京都府において、介護人材養成の核となる各施設に対して、安定的な運営ができるよう財政支援を行うこと。
- (4) 地域包括ケア総合交付金による介護職員の確保施策等について、引き続き取り組むことができるよう支援すること。
- (5) 認知症対策について、安定的・継続的な助成制度を構築すること。
- (6) 市民後見人育成について積極的な支援を行うこと。
- (7) シルバー人材センター運営助成（高年齢者就業機会確保事業費等補助金）府補助金について、国の定める運営費補助単価限度額の1/2を確保すること。

また、当該国運営費補助単価限度額については、平成17年度の水準まで回復するよう国に強く働きかけること。

- (8) 感染防止対策のための高齢者施設等への財政支援を行うこと。
- (9) 老人医療助成制度を含めた老人医療への支援に関して、現行水準を維持すること。

22 成年後見制度利用支援事業の取り扱いの統一

成年後見制度利用支援事業では、複数の市町村が関係するようなケースの場合、各市町村間で協議して対応を検討することとされているが、迅速な対応による本人

の権利擁護、また、施設等所在地への集中防止という意味においても、府内で同様の取り扱いとなるよう統一を図ること。

23 障害児者福祉施策の充実

- (1) 丹後圏域における精神障害者の退院後の支援体制の充実を図ること。
- (2) 医療的ケアが必要な児童生徒に対して府立特別支援学校に通学するための体制整備について、京都府として必要な支援を行うこと。
- (3) 京都府立聾学校舞鶴分校に登校する児童について、保護者の送迎がなくとも、登校できるよう通学支援の体制を整えること。
- (4) 重度心身障害児（者）等医療給付事業助成及び重度心身障害老人健康管理事業助成の対象者について、精神障害者保健福祉手帳2級までの所持者、身体障害者手帳3級所持者及び療育手帳B所持者まで拡充すること。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における市町村地域生活支援事業にかかる補助金は、統合補助金となっており、その補助率の基準は、国庫が100分の50以内、都道府県が100分の25以内とされているが、実際には、市町村が事業費の半額以上を負担する状況が続いている。については、国に対して、補助金を確実に1/2交付するよう強く要望すること。また、京都府においては、国の補助金交付額に関係なく、市町村事業費の1/4を確実に交付し、障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業が適切に実施できるよう支援すること。
- (6) グループホームの整備に係る助成について、内容の充実を図ること。
- (7) 障害者の就労機会の拡大を目的とした農福連携事業の実施法人に対する補助及び運営技術の指導等の支援を講じること。
- (8) 社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業に対して、京都府の独自施策として、非課税世帯に対する利用料無償支援をいただいているが、今後も継続して支援すること。
- (9) 日常生活自立支援事業の生活支援員の給与・賃金の引き上げ及び実施体制強化のための補助金増額等の見直しをすること。

(10) 感染防止対策のための障害者施設等への財政支援を行うこと。

第4 都市基盤の整備促進等について

24 重要幹線道路等の整備促進と道路施設の老朽化対策への支援拡充

(1) 重要幹線道路等の整備促進

京都府内の経済交流や地域振興等を支える幹線道路として、また災害時の緊急避難路・緊急輸送路としても特に重要な役割を担う山陰近畿自動車道、京都縦貫自動車道、新名神高速道路、京奈和自動車道の整備・改修・4車線化等の促進及び早期の事業化とともに、これらと一体となって交通網を形成し、重要な役割を担う国道・主要地方道などの幹線道路についても十分な予算を確保し、関係市の要望に迅速かつ適切に対応すること。

(2) 橋梁・トンネル等道路施設の老朽化対策

老朽化対策に必要な予算確保と補助制度の拡充等必要な財政措置の充実を国に働きかけるとともに、京都府においても助成を行うこと。

また、老朽化対策に必要な技術者・技術力の不足が大きな課題となっており、サポート体制及び技術者養成の総合的な支援の充実を図ること。

25 河川の溢水・氾濫防止対策の促進

(1) 降雨災害を回避し、住民の安心・安全を確保できるよう、河川改修事業や堤防強化等の溢水・氾濫防止対策への予算を十分に確保し、各市からの要望・要請に迅速かつ適切に対応すること。

(2) 事業期間が令和6年度末までとなっている緊急浚渫推進事業債の期限の延長及び適用範囲の拡大を国に要望すること。

(3) 木津川・宇治川・桂川を含め淀川流域について、上流ダムや沿川樋門の整備・機能強化等流域一帯となった効果的かつ効率的な治水対策及び維持管理により、三川合流部の水位低下などの洪水調整対策を進めること。

(4) 天井川について、定期的な点検・調査を実施するとともに、必要な個所につい

て更新・補強等の対策を講じること。

26 鉄道路線の整備促進等

(1) 京都府域の活性化と均衡ある発展のために欠くことのできない鉄道路線について、府がリーダーシップを発揮して単線区間の複線化の実現に向けての取組をより一層強力に推進すること。

また、複線化を実現するため、JR線の利用促進への支援を行うこと。

(2) 北陸新幹線中間駅設置の効果を府南部地域全体に波及させ、定住・交流人口の増加にもつなげる新路線の整備を主導すること。

(3) JR線については、利用客減を理由に運転本数の削減等が進んでいるが、減便は更なる利用者減を招くものであり、利用者回復の取組を推し進めるとともに、JR西日本に対し利用状況に応じて弾力的に運行を回復し住民の交通手段を確保するよう働きかけること。

(4) 京都府域の活性化と均衡ある発展のために欠くことのできない交通基盤である阪急電鉄京都本線の連続立体交差化の早期実現を図ること。

(5) 京都丹後鉄道路線は地域の活性化と発展のための最も重要な社会基盤のひとつであるが、極めて厳しい経営環境にあることから、引き続き地元市町村とともに、最大限の経営支援を図ること。特に、利便性を確保しながら、利用者に魅力的な鉄道（魅力的な車両導入、観光型商品の販売など）が実現できるよう、「鉄道事業再構築実施計画」の終了後を見据えた計画的な施設整備により、同路線の発展に向けた支援を行うこと。

また、国補助が設備更新に限られているため、運行経費に対する国助成制度の創設を強く働きかけること。

(6) 鉄道駅のバリアフリー化整備を促進するため、府補助金要綱の策定による補助要件の明確化と国の補助要件未満の駅における事業への府独自支援制度の創設を図ること。

(7) 利便性向上のため、JRに対して無人駅へのICOCA対応改札の設置を強く働き掛けること。

27 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進

北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備を推進するため、以下のことについて、国や鉄道建設・運輸施設整備支援機構に働きかけること。

- (1) 敦賀以西ルートについて、必要な財源を確保し円滑に整備を推進すること。
- (2) 建設費の地方負担について、コスト縮減、貸付料の見直し、財政支援の拡充のための必要な予算の確保等により、受益に応じた負担とすること。
- (3) 整備効果をより拡大するため、府南部市町村や関西文化学術研究都市とのアクセス路線となるJR片町線(松井山手～木津)の複線化を促進すること。
- (4) 関西国際空港への延伸を検討すること。
- (5) 環境アセスメントにおいて、慎重な調査を実施するとともに、丁寧な地元説明を行うこと

28 バス路線の維持等に関する支援

- (1) 運転手確保への支援、国庫補助制度の拡充等

地域を結ぶ路線バスやタクシーは、地域の活性化と発展のための重要な社会基盤のひとつであり、まちづくりや地域の産業・経済の継続・発展に欠くことのできない公共財であるが、人口減少などにより極めて厳しい経営環境にあり、運転手不足も顕在化していることから、引き続き、国及び地元市町村とともに、運転手の確保への協力も含め、最大限の支援を行うこと。

特に、新型コロナウイルス感染症による社会環境の変化によって公共交通の利用者はコロナ禍以前に回復しない状況であり、利用が戻っていない輸送量が少ない路線についても、通学、通院等に運行が欠かせないことから、補助要件の緩和の実施等、地域の実情に応じた補助制度の拡充を国に働きかけるとともに、国庫補助対象外の路線についても、維持確保のために必要な支援を行うこと。

- (2) 市町村運行確保生活路線補助金及び市町村地域生活路線支援補助金の拡充

- ① 交通空白地有償運送の実施主体の立ち上げ時や運営に対する更なる支援やMaaSアプリによる実施も含めた運営の支援メニューを加えること。

- ② 路線維持費補助金及び車両購入費補助金等の制度を拡充すること。
- ③ 自動運転やグリーンスローモビリティ等の先進モビリティサービス導入への支援についても継続すること。
- ④ もうひとつの京都周遊パス事業を再展開すること。

29 都市基盤の整備促進と機能強化

京都舞鶴港について、貿易量の拡大・交流人口の増加・港の賑わいの創出等、日本海側拠点機能の強化を図るため、以下の措置を講じること。

- ① 日本海側の拠点としての機能を高める港湾整備について
- ② クルーズ船の受入れ強化等について
- ③ 複合一貫輸送拠点の整備について
- ④ 高速道路網との連結強化やアクセス道路の整備促進について

30 水道事業への支援

(1) 水道事業広域化の促進に対する支援

府内の各市町村では、水道事業の基盤強化を図るため、圏域ごとに水道施設の共同化・共有化、さらには広域化・広域連携について検討を進めているところであり、広域化計画を実効性のあるものとし、安定的に水道事業を運営できるよう、適宜具体的な情報提供及び助言等を行うとともに、広域化・広域連携に取り組む自治体に対する財政支援制度の創設など、新たな支援策を講じること。

(2) 老朽化した水道施設更新の促進

老朽化した水道管の更新にかかる経費に対し、国に防災・安全交付金の対象拡大を働きかけるとともに、京都府においても独自の更新・耐震化補助金制度の創設などの新たな財政支援制度を創設すること。

また、浄水場や配水池などの水道施設全体の更新・耐震化についても促進すること。

(3) 旧簡易水道に関する財政措置の充実

統合簡易水道への交付税措置の継続および簡易水道事業に対する新たな財政

措置を国へ働きかけるとともに、京都府においても財政支援を行うこと。

31 下水道事業等への支援

(1) 流域下水道処理施設の整備促進

安全・安心で快適な暮らしを守り、公衆衛生の確保と公共用水域の水質保全を図るとともに、地域の経済活動の振興のためにも重要な役割を果たす流域下水道処理施設について、早期の整備・処理能力の増強を図ること。

(2) 安全・安心で快適な暮らしを守り、公衆衛生の確保と公共用水域の水質保全を図る下水道施設の維持管理及び未普及地域への整備にあたる財政支援の拡充を図ること。

(3) 流域下水道については、今後、人口減少に伴う使用料収入減少や施設の老朽化への対応などが懸念されることから、流域下水道維持管理負担金の資本費に対する京都府の負担割合について、支援を継続すること。

(4) 浄化槽の整備促進

① 浄化槽設置整備事業（個人設置型）に係る「浄化槽設置整備事業」の継続と更なる充実を図ること。

② 京都府「浄化槽の設置等に関する要綱」の基準緩和を図ること。

③ 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）に係る「生活排水処理対策事業」の継続実施を図ること。

(5) 下水道エリアにおける汲み取り便槽の下水道接続を進めるため、助成制度の創設を国に働きかけること。

第5 防災・災害対策の充実と市民の安全確保について

32 自然災害への対策と復旧・復興への支援

(1) 避難所のバリアフリー化、トイレの洋式化、空調設備や情報収集機器の設置等環境整備対策について、財政支援を行うこと。

- (2) 災害時の自主避難所となる地区集会所や公民館等の施設の災害復旧について、財政支援を行うこと。
- (3) 水防法・土砂災害防止法の改正に伴い、要配慮者利用施設の管理者に義務付けされた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、府は、市町村と連携して支援を行うこと。
- (4) 災害時の住民への情報伝達に有効な、戸別受信機等の整備と維持管理について財政支援を行うこと。
- (5) 緊急防災・減災事業債の継続と「河川氾濫等浸水想定区域等」の区域内にある消防署の移転に加え、防災施設拠点である消防本部の移転も事業対象とするよう国へ働きかけること。
- (6) 災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用については、同一災害により被災した全ての世帯が同様の支援を受けられるよう、引き続き、基準の緩和を国に強く働きかけること。
また、災害救助法の基準については、被災者が二次災害等に遭うことのないよう、基準の緩和を国に強く働きかけること。
- (7) 農地及び農業用施設災害復旧事業の対象とならない小規模な復旧箇所における市単独事業について財政支援を行うこと。
- (8) 中小企業、小規模企業の事業継続を支援するため、被災した建物・設備の復旧費用の負担軽減に係る必要な対策について、国に要望するとともに、京都府においても必要な支援措置等を講じること。
- (9) 京都府災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金制度の補助率の嵩上げ支援を行うこと。
- (10) 豪雨災害による山林の大規模崩落への復旧対策工事のほか、治水対策としての河川改修について、引き続き、計画的な事業の促進と早期完成に向けた取組を推進するとともに、市民自らの命を守るための自主防災意識の醸成、地域防災力の向上に向けた取組への支援を行うこと。
- (11) 京都府木造住宅耐震改修等事業費補助金について、補助金増額など拡充を図ること。

- (12) 地域防災のリーダーとして、きょうと防災力向上事業における防災士の養成を継続すること。
- (13) 防災重点農業用ため池について、早期に調査を実施するとともに、改修工事にあたっては、市町村の技術職員が不足している現状に鑑み、技術的な助言を行うこと。
- (14) 消防団員確保に向けて、企業等の地域貢献活動促進を目的とした、優先的に物品調達がなされる京都府認証地域貢献企業制度において、認定消防団協力事業所の一層の受注機会の拡大及び法人事業税等の減税措置や融資制度の導入等、さらなる優遇策を拡充すること。

33 原子力防災対策

- (1) 住民への情報伝達手段（防災行政無線の屋外拡声子局・戸別受信機や自動起動ラジオの整備配布、孤立の可能性がある地区への衛星電話配備、コミュニティFMに係る中継局の整備、住民広報用車両など）及び原子力防護資機材（防護服一式など）の配備に係る財政支援を行うこと。

また、緊急時における環境放射線モニタリング体制の拡充を図ること。
- (2) 住民避難対策について、避難に必要なバス等各種交通手段の確保を行うこと。

特に、感染症流行期においては、可能な限り多くの移動手段の確保を行うこと。

また、避難行動要支援者の避難用福祉車両の確保等について特段の支援策を講じること。
- (3) 原子力防災対策として、各地区の避難路の整備・改修を早急に行うこと。
- (4) 広域避難時の避難誘導、安定ヨウ素剤の緊急配布、避難所の運営などについて、京都府職員の人的支援を行うこと及び、京都府災害時要配慮者避難支援センターの運営内容と職員等配置体制等を提示すること。
- (5) 「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」等の制度拡充を国に働きかけるとともに、京都府においても財政支援を行うこと。

また、安定ヨウ素剤について、地域の実情を踏まえた配布方法等の検討を行い、薬剤師・保健師等の派遣等、迅速かつ的確な配布体制を確立すること。

- (6) 建て替えを含む新たな原子力発電所等の開発・建設に際して、同意を求める自治体の範囲や関与のあり方など包括的な法的枠組みを整備するとともに、P A Z 区域を有し、住民避難訓練など立地自治体と同様の対策を講じている自治体に、法令上の「同意権」を付与するよう国に働きかけること。
- (7) 原子力担当部門の北部地域への設置・機能強化を進めること。
- (8) U P Z 圏外であっても、地域防災計画を策定している市町については、U P Z 圏内に準じた措置を講じること。

第6 生活環境の整備促進、地域経済の振興等について

34 消費者行政に対する支援

- (1) 市民が安心して相談できる充実した消費生活業務を行うため、「地方消費者行政強化交付金」のうち、推進事業に係る交付金（旧地方消費者行政推進交付金）の継続と専門相談員等の雇用に対する恒久的な財政措置を国に対して働きかけること。
- (2) 相談員等の人件費に充当するための京都府独自の補助制度を創設すること。
- (3) 消費生活相談の内容が高度化・複雑化・広域化していることから、市町村へ専門相談員を定期的に派遣するなど支援の充実を図ること。

35 外国人居住者との共生社会の構築

- (1) 国や京都府による各種施策、制度の紹介や先進事例の共有、市町村による取組への支援等更なる連携強化を図ること。
- (2) 外国人居住者との共生社会の構築に向けた受入環境を整備するにあたり、外国人人口・構成比が高い山城地域をはじめとする府内各地域において、外国人住民総合相談窓口を開設すること。
- (3) 外国人居住者に対する日本語指導・支援の充実に向けた指導体制の拡充を図ること。
- (4) 京都府地域日本語教育推進事業費補助金が規定通りに交付されるよう、国への要請と府予算の確保を図ること。

36 京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合への支援

京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合の安定した運営を図るため、引き続き支援を行うこと。

37 脱炭素・循環型社会の実現に向けた取組の推進

(1) 循環型社会の実現に向けた広域連携及び協力等の支援を行うこと。

(2) 市町村との情報共有の仕組みと広域的ルールの構築

太陽光パネル等の設置等に伴う諸問題を未然に解決するため、FIT制度の適用の有無にかかわらず、設置予定地の市町村に自動的に情報が共有される仕組みの構築を国に働きかけること。また、周辺環境と調和した設置を促す広域的なルールを構築すること。

(3) 2050年カーボンニュートラルの目標達成のため、地域の脱炭素の取組を支援する京都府家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金について、今後も継続するとともに、補助対象件数を増加すること。

また、電力逼迫時等においても太陽光発電を有効に活用するため、太陽光発電設備を既に備える住宅において、蓄電池のみを新たに整備する費用を補助対象に加えるなど制度拡充を行うこと。

(4) 再生可能エネルギーの地産地消による地域内経済循環を推進するために、地域の事業者が主体となっている発電事業に対する広域的な連携・支援体制の構築等継続的かつ安定的な事業基盤を形成するための支援を構築すること。

38 海岸漂着物対策

(1) 海岸漂着物対策として、京都府において国庫補助を活用した単年度の財政措置がなされているが、海岸漂着ごみは毎年発生することから、今後も継続して実施すること。

(2) 国庫補助率の引き下げ等を理由に京都府の補助金額が削減され、漂着ごみを処

理する市町に財政負担が生じているが、国に対して補助率の復元を要望するとともに、府管理海岸については、海岸管理者としての責任をもって負担の解消を図ること。

(3) 京都府海岸漂着物対策推進地域計画にない災害等から発生した漂着物にあっても、計画の中で枠拡充等の柔軟な対応が図られるよう、更に利用しやすい制度へ向けて、国への働きかけること。

(4) 京都府、市町、企業、事業者等が一体となって取組を進める体制の確立と協力・執行団体に対する支援拡充を図ること。

39 原油価格・物価高騰に係る支援と新たな社会経済システムの構築

(1) ウクライナ情勢や円安等により原油や原材料、食料価格が高騰するなど、社会経済に大きな影響を及ぼしていることから、事業者向け支援制度の継続及び拡充並びに国における原油価格の高騰に対する措置が引き続き講じられるよう働きかけを行うとともに、京都府においても独自の支援を継続実施すること。

また、物価高騰に直面する地域住民や事業者の負担軽減を図るため、引き続き、コロナ禍における原油価格・物価高騰に対応する地方創生臨時交付金の更なる配分などが行われるよう、国へ働きかけること。

(2) 原油価格・物価高騰の影響により厳しい状況にある中小企業・小規模事業者等の経営安定化により雇用の維持、事業継続が図れるよう、政府系金融機関における特別利子補給制度をはじめ、セーフティネット保証、危機関連保証、伴走支援型の保証制度などの資金繰り支援の維持、さらには、据置期間の満了による元金返済が大きな負担になることから、新たな資金繰り支援を国に要望するとともに、経営革新や新たな事業展開が図れるよう、府においても各種支援制度の継続と拡充を図ること。

(3) 国や府下市町村と連携し、販路拡大、新事業展開、人材育成、後継者確保、設備投資など多角的な視点から小規模企業への支援と併せ、ポストコロナにおけるICT・AIなどのデジタル対応や新しい生活様式による働き方、生産・流通・販売体制の効率化・高度化に向けた支援を大胆かつ早急に実施すること。

(4) 企業に対する支援制度において、親会社が議決権の50%超を有する子会社の場合、親会社と子会社（複数の子会社を含む）は同一法人とみなされ、いずれか1社のみでの申請しか認められない制度について、要件の緩和を国に要望するとともに、京都府においても同様の要件緩和を行うこと。

(5) 雇用・人材確保支援による移住定住の促進

京都府と市町村との就労支援等に関わる事業連携について、就労支援事業の拡充や就職面接会への補助、市町村が行う事業への新たな補助等の継続的な予算確保を図ること。

また、人手不足や最低賃金アップなどにより、中小企業の人材確保は非常に厳しく、採用だけでは人手不足を補えない状況となっていることから、従業員のリスクリングや多様な働き方の受け入れなどの取組に対する支援等を行うこと。

40 持続可能な農業づくりのための支援

(1) 担い手農家の育成・確保、地場産農産物の販売と利用の促進、生産資材価格の値上りに対応した農産物への適正な価格転嫁や農商連携の体制づくりなど、持続可能な農業づくりのための指導・助言と財政的支援を行うこと。

(2) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に係る支援の充実

① 農業農村基盤整備事業への支援を拡充すること。

② 多面的機能支払交付金事業の交付単価を増額すること。

③ 人口減少に伴い多面的機能支払交付金事業継続が困難となる組織等を支援すること。

(3) 燃料・肥料・飼料・農業資材高騰に対する支援

(4) 新規就農者総合対策（経営開始資金）において、経営の全部又は一部を継承する場合に求められる新規参入者と同等のリスクに関する要件を緩和すること。

(5) 有機農産物を栽培するための機械等導入に対する支援や栽培技術の指導・助言を行うこと。

41 有害鳥獣対策の充実

- (1) 「鳥獣被害防止総合対策」の令和6年度以降の継続実施及び拡充を国へ働きかけること。
- (2) 捕獲の担い手確保のため、猟銃の更新（中古購入を含む）経費・所持許可更新経費、狩猟免許申請・更新に係る経費についての助成を行うこと。
- (3) ツキノワグマによる被害防止対策を推進すること。
- (4) 有害鳥獣捕獲に伴う補殺個体の広域的な焼却処理施設を京都府において設置すること。
また、「中丹地域有害鳥獣処理施設」について、管理運営に係る経費について支援を行うこと。
- (5) 農作物被害軽減を目的としたイノシシ捕獲後の処分に必要な共同埋設地や共同処分場の設置など適正な処分体制を確立すること。
- (6) シカ捕獲強化事業について、今後も継続実施し、獲頭数の上限を設けないこと。
- (7) ニホンザルによる被害低減に向けた個体数調整計画策定に必要となる個体数調査を京都府において実施すること。
- (8) カワウ対策について、京都府内全域を対象にした継続して対策を講じること。
- (9) 捕獲個体のジビエ利活用の推進に向けた施策を拡充すること。

42 森林・林業事業の環境整備

- (1) 森林経営管理制度等の各種林務施策の推進のため、京都府が実施した航空レーザ測量による森林の地形及び森林資源に関する解析データについて、市町村がすみやかに活用できるように取り組むこと。
- (2) 京都府内共通の森林クラウドの導入による森林情報及び施業履歴等の一元管理並びに造林補助申請手続きの簡略化を図ること。
- (3) 府営移管等により市が管理する一般供用林道の管理費支援を行うこと。

43 漁業の拠点整備と支援策の拡充等

- (1) 国等の補助金の採択要件を満たさない漁港の整備・改修への支援を拡充すること。台風や冬季風浪による波浪から沿岸部の集落を守るために実施している離岸堤の設置など漁港海岸保全対策に対し、引き続き支援すること。
- (2) 府内の漁村地域では、漁業者の高齢化と減少が進み、担い手の不足と漁村の活力低下が課題となっており、新規漁業者の育成と新規に個人漁業を開始する際の支援策を更に拡充させること。
- (3) 「漂流ごみ等」を含めた海岸漂着物等の回収・処理に関して、京都府、市町、企業、漁業者等が一体となって取り組みを進める体制を確立するとともに、漁業者のみの負担にならないよう、国の補助金等への上乗せ支援などを検討すること。

44 埋蔵文化財調査の対応と埋蔵文化財専門職員の育成

- (1) 発掘調査が急増する中、調査が重複し市の埋蔵文化財専門職員だけで対応できない場合においては、円滑に調査が実施できるよう、発掘調査を指揮・監督できる職員を派遣すること。
- (2) 埋蔵文化財専門職員の資質能力を向上させるための研修や人事交流を実施すること。
- (3) 発掘調査について、市町村に対する人的支援体制を構築すること。

45 文化芸術振興施策に対する支援

- (1) 文化芸術に関するあらゆる活動、鑑賞等の機会を確保し、地域の文化振興を発展させるため、文化芸術に関する施設（文化ホール、博物館、活動・交流施設など）の整備に係る財政支援策を講じるとともに、京都府が所有する既存の文化関連施設の適切な維持、改修等について、地域の実状等を踏まえた対策、支援等を講じること。
- (2) 子どものころから質の高い文化芸術に触れる機会を拡充するための支援策を講じること。

46 大阪・関西万博を契機とした地域振興に対する支援等

大阪・関西万博の開催について、市町村との連携を図り、情報共有や支援を行うこと。

- (1) 地方公共団体等による万博関連イベントなど、開催期間前・期間中に行われる地域活性化に繋がる取組みに対し、国において支援制度や補助制度を創設されるよう働きかけるとともに、府においてきょうと地域連携交付金はじめ独自の支援制度を創設すること。
- (2) 文化の国際交流の舞台となる会議やイベントを京都府域に誘致すること。
- (3) 歴史文化など、京都の持つ魅力を広く発信し、万博会場を訪れる観光客の府域への誘導を図り、2次交通の取組により周遊促進を図ること。

47 新 ワールドマスターズゲームズ 2027 関西への支援等

ワールドマスターズゲームズ 2027 関西開催地として取り組む市町村に対するソフト・ハード両面における支援の拡充について、国に働きかけるとともに、京都府においても必要な支援措置等を講じること。

48 新 公認陸上競技場整備への支援等

公認陸上競技場の整備について、国に働きかけるとともに、京都府においても必要な支援措置等を講じること。

